

## 【参考資料 2】



### 第2次新潟市障がい者計画

※基本理念・基本目標・第2部各論部分《抜粋》



## 第1部 総論



的方向を定めるものです。従って、「新・新潟市総合計画」とも整合性のある計画となっています。

### 3 基本理念および基本目標

#### 【基本理念】

**障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。**

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会をつくるためには、障がい者が生活において受ける制限を排除し、障がい者の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第2次計画においては、「地域生活の支援体制の充実」、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ、保健、医療、雇用、教育などの総合的な連携のもと、自立した地域生活を支援する施策を推進し、全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

#### 【基本目標】

##### 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実を図り、地域全体で障がい者とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持および増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。



### 3 基本理念および基本目標 4 計画の期間 5 障がい者とは

## 自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

## 地域社会の障がいに関する理解の促進

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間（第2次計画）とします。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに施行される予定となっていることから、計画期間中に計画を見直すことがあります。

## 5 障がい者とは

この計画の「障がい者」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、あるいは、てんかん、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がい者」ととらえます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

## 第2部 各 論

### 1

### 地域生活の支援

障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進め、地域で安心して生活が送られるよう支援します。

また、身近な地域における保育と教育の連携を図り、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ○ 現状と課題

本市では、総合福祉社会館などで福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、相談や情報提供が受けられる体制を整備してきました。しかし、障がい者が個々に直面している様々な問題や課題には、必ずしも充分に応えられていませんでした。

精神障がい者とその家族が抱える課題に対しては、専門の相談職員や経験の不足などから、精神疾患・障がいに関する相談に十分に対応しきれないことがあるのも実情です。

障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

これまでに、全区に相談支援事業者を配置し、4つの区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより、障がい者が身近なところで、相談や情報提供が受けられる体制の整備を進めてきました。

障がい福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置・運営してきました。

##### ○施策の方向性

障がい者が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後は、困難事例や広域的な調整等に対応できる基幹相談支援センター機能を構築します。



## 第2部 各論

また、各区役所や関連部署との連携を深め、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、サービス等利用計画作成の対象者の拡大に対応していきます。

その中で、家族の状況など障がい者をとりまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

障がい者相談支援事業を実施し、専門的な相談員やピアカウンセラーの配置を進め、障がい種別にかかわらず、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を総合的に行う拠点を行政区ごとに整備するとともに、地域では保健師などが専門機関との連携を図り、相談支援体制を推進します。

さらに、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。

発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携および支援体制の充実に努めます。

発達障がいへの支援については、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れのない支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい支援センターにおいて、発達障がい者やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

また、自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等で当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応等について定期的な協議を行います。

### ○ 主な事業

- 障がい者相談支援事業
- 障がい者相談員設置
- 障がい児(者)地域療育等支援事業
- 精神保健福祉相談事業
- 精神障がい者ケアマネジメント
- こころの健康推進事業
- 居住サポート事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 地域自立支援協議会の運営



- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
- 発達障がい支援センター事業
- ひきこもり相談支援センター事業
- 幼児ことばとこころの相談センター・心身障がい児療育専門相談
- こども発達相談事業
- 難病患者への訪問指導
- 児童相談所相談・支援事業

## (2) 在宅サービスの充実

### ○ 現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がい者の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がい者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

また、障がい者が地域で生活していく上での、住居の確保も大きな課題となっています。

短期入所の利用者数・利用日数が増加しており、長期利用者による空室不足や医療行為をする重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

ケアホームの世話人の確保も難しい状況となっています。

### ○ 施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者にとって、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠でありますので、今後もサービスの利用状況を踏まえながら、サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

利用者がサービスを選択し、安心して利用していくために、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討していきます。

### ○ 主な事業

- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）
- 短期入所給付費（ショートステイ）
- 共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）
- 生活介護給付費



## 第2部 各論

- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 居住サポート事業（再掲）
- 生活サポート事業
- 日常生活用具給付事業
- 補装具費支給事業
- 障がい者紙おむつ支給事業
- 在宅難病患者紙おむつ支給事業
- 難病患者等居宅生活支援事業
- 難病患者等夜間看護サービス事業
- 身体障がい者福祉電話設置事業
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業
- 障がい者要介護者等歯科保健事業

### (3) 経済的な支援

#### ○ 現状と課題

障がい者に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度障がい者の外出への負担軽減を図っています。

今後も、障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当の制度周知に努め、制度を有効に活用することが必要です。

#### ○ 施策の方向性

障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当の制度周知に努め、手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度障がい者の外出を支援する、各種助成制度の周知を徹底とともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がい者の経済的な負担の軽減を図ります。

#### ○ 主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給



- 在宅難病患者看護手当支給事業
- 心身障害者扶養共済制度
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 障がい者等施設通所費助成事業
- 重度心身障がい者医療費助成
- 自立支援医療(更生医療)の給付
- 自立支援医療(育成医療)の給付
- 自立支援医療(精神通院医療)の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業
- 人工透析患者通院費助成事業

#### (4) サービス基盤の充実

##### ○ 現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の人が入所しており、地域での生活が可能な障がい者については、入所施設から地域生活への移行が求められていますが、一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

さらに、特別支援学校卒業生が増加傾向にあり、日中活動系事業者の不足が見込まれます。

また、精神障がい者で、地域で生活が可能な方については、入院生活から地域生活への移行が求められていますが、円滑な地域移行には至っていないのが実情です。退院促進に向けては、地域で支えるコーディネーターの役割が重要であり、地域生活の質の向上や権利擁護など、専門性の高い相談員による相談支援体制が求められています。

##### ○ 施策の方向性

グループホームなどの住まいの場と、ホームヘルプなどの訪問サービスについても充実を図ります。

障がい者が地域で自立して生活していくため、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、地域生活への移行を促進します。このため、グループホーム、ケアホームの一層の整備に努めるとともに、施設入所待機者の解消に向けた施設整備

## 第2部 各論



など継続的に推進していくための検討を行います。

増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めます。

精神障がい者の退院促進に向けて、地域コーディネーターを担える相談支援事業所を整備し、地域移行を促進します。

また、常時医療的なケアが必要な身体障がい者や重度の知的障がい者、精神障がい者など、地域で自立した生活が困難な障がい者のための施設入所支援や受診支援も、必要に応じて継続していきます。

### ○ 主な事業

- 障がい者施設・事業所の整備
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- 精神障害者地域生活支援施設補助金
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）（再掲）
- 短期入所給付費（ショートステイ）（再掲）
- 共同生活介護・共同生活援助給付費（ケアホーム・グループホーム）（再掲）
- 生活介護給付費（再掲）
- 福祉ホームへの支援
- 障がい者福祉センター事業

### (5) 地域生活を支える人づくり

#### ○ 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりをはぐくむことが大切です。また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

#### ○ 施策の方向性

地域生活支援事業などにより、在宅障がい者に対する福祉サービスの利用援助や、社会生活力を高めるための支援を行い、障がい者やその家族の地域生活を支援します。

また、障がい者やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支



援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

当事者からの要望として、障がい者の理解のための講演会や講座の開催を望む声が多くありました。このことから、各種教室・講座・研修などを継続して実施し、病気や障がいについて正しい知識の普及啓発を図るとともに、人材の育成などに努めています。

### ○ 主な事業

- 精神障がい者デイケア
- 精神障がい者家族教室
- 精神保健福祉ボランティア講座
- 精神保健福祉人材育成事業
- 老人精神保健福祉講演会
- 地域自立支援協議会の運営（再掲）

## (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

### ○ 現状と課題

障がい者の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。平成23年8月から施行された「スポーツ基本法」には、新たに障がい者スポーツに関する規定が設けられました。また、「障がい福祉施策への要望」のアンケート結果で、「障がいと障がい者に対する理解の普及」が上位にきていることからも、今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していくことが必要です。

### ○ 施策の方向性

障がい者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

また、障がい者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、スペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

### ○ 主な事業

- 福祉バスの運行
- 新潟市障がい者大運動会



## 第2部 各論

- 障がい者スポーツ体制の充実
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
- 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者アート支援事業

### (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

#### ○ 現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（カセットテープ版・ディジタル版・一般CD版）を作成し、希望者に郵送する点字・声の広報や、広報テレビ番組に手話通訳を付け、障がい者に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

今後も、障がい者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

#### ○ 施策の方向性

障がい者が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

コミュニケーション支援を必要とする障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣や養成を行い、地域で障がい者を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます。

また、インターネット、携帯電話などのITを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がい者がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の整備を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由を感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成していきます。

#### ○ 主な事業

- コミュニケーション支援事業
- 点訳推進事業
- 音声訳推進事業
- 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業



- 手話通訳者設置事業
- 福祉サービスガイドブックの発行
- 点字・声の広報
- 手話付き広報テレビ
- ホームページによる情報発信
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者ＩＴサポート事業

## (8) 権利擁護の推進

### ○ 現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がい者や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

### ○ 施策の方向性

障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、「新潟市における成年後見制度普及のためのアクションプラン」により制度の普及に努めます。

また、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にあわせ、市町村障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。

障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の権利を守るための事業の一層の充実を図るとともに、障がい者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。

また、各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。

### ○ 主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 障がい者相談支援事業（再掲）
- 法律相談の実施
- 日常生活自立支援事業
- 障がい者虐待防止対策事業

## 第2部 各論



### 2

### 保健・医療・福祉の充実

障がい者の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のために、健康診査や訪問指導、相談などの実施などに努めます。

また、医療やリハビリテーションなどの経済的負担の軽減を図るとともに、発達障がいなどの分野への施策の展開を推進します。

#### (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

##### ○ 現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、あわせて障がいの早期気づきと相談支援に努めています。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「J O I N（ジョイン）」、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、ことばの発達の相談支援を幼児ことばとこころの相談センターで、知的障がいのある就学前の児童に対する早期療育、保健指導等をひしのみ園で行っています。市民病院でも、発達相談などを行っています。

また、こころの健康センター、区役所、地域保健福祉センターでは、精神疾患や受診に関する相談に応じて訪問支援も実施しています。しかし、学齢期・思春期に好発しやすい統合失調症は、初期の段階では疾患の見分けは難しく、適切な医療につながりにくいのが現状です。

障がい児の保護者からは、障がいに気づいた後の専門的相談体制の充実を求める意見もあり、各種相談、健康診査事業のさらなる充実が必要です。

成人に対しては、脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防するため、各種の健康診査や保健指導を実施しています。

##### ○ 施策の方向性

今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、障がいに気づいた後の専門的相談体制の充実および専門機関との連携を図っていくほか、保護者についても子どもの特性について理解できるような相談体制を整えていきます。

あわせて、身近な地域での相談体制・ネットワークの整備を図り、また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実を図ります。

また、学齢期における統合失調症などの支援について教育機関を中心に関係機



## 2 保健・医療・福祉の充実

関と連携し、効果的な対応について検討します。

### ○ 主な事業

- 乳幼児健康診査
- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 老人精神保健福祉講演会（再掲）
- 訪問指導事業
- 幼児ことばとこころの相談センターの運営
- ひしのみ園の運営
- 児童発達支援センターの運営
- 児童相談所相談・支援事業（再掲）
- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- ひきこもり相談支援センター事業（再掲）
- 精神保健福祉相談事業（再掲）

### (2) 医療およびリハビリテーションの充実

#### ○ 現状と課題

医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度心身障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図ってきました。

また、障がい者の自立と社会参加を促すために、機能訓練事業を地域で実施してきましたが、医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い、事業参加者が減少しているため、事業のあり方を検討しています。

#### ○ 施策の方向性

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

歯科については、口腔保健福祉センターを中心として障がい者の診療を行い、健診の重要性に鑑み、その体制の整備を図るとともに、福祉関係者に対し、口腔内の健康の大切さを理解してもらえるよう、適切な情報の提供に努めていきます。

適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がい者の地域社会への参加・参画を支援します。

また、高次脳機能障がいをはじめとする様々な脳疾患を有する人に対する支援のあり方を検討し、その支援に努めます。

## 第2部 各論



### ○ 主な事業

- 機能訓練事業
- 障がい者要介護者等歯科保健事業（再掲）
- 療養介護給付費
- 重度心身障がい者医療費助成（再掲）
- 自立支援医療(更生医療)の給付（再掲）
- 自立支援医療(育成医療)の給付（再掲）
- 自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 精神保健福祉調査研究事業
- 口腔保健福祉センター事業

### (3) 精神保健と医療施策の推進

#### ○ 現状と課題

精神障がい者数は、近年、増加の傾向にあります。市では、これまで精神障がい者入院医療費助成や精神通院医療といった医療費にかかる経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の向上を図ってきました。

生活環境などの変化に伴い、自殺者の増加が社会的な問題となっています。近年その対策が急がれており、精神科医療資源の確保や相談機能の充実・強化など、社会的なニーズへの対応が大きな課題となっています。

こうした中で、国が重点的に取り組むべきとして指定した従来の4種類の疾患に精神疾患を加えて、あらたに「5大疾病」と位置づけられたことから、あらたな対策も求められています。

#### ○ 施策の方向性

精神障がいの予防や適切な精神科医療を推進するとともに、精神障がい者の自立と社会復帰の促進のために、複雑困難な相談や調査研究などを行う精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、地域の中核的な施設となる「こころの健康センター」に精神保健福祉施策、自殺総合対策の部門を統合し機能を強化しましたが、今後も区役所や精神科医療機関、また関係機関と連携に努め、さらなる推進体制を構築します。

また、精神科救急医療対策として、これまで県と共同して休日と夜間における受診の機会を確保してきました。今後は、精神科救急情報センターの設置も含め



## 2 保健・医療・福祉の充実

て救急医療のさらなる充実について検討を行います。

さらに、こころの健康推進のため保健師等への研修や、「うつ・ストレス」に関する講座の開催、パンフレットの作成により正しい知識と理解の普及啓発を図ります。

### ○ 主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- 精神障がい者ケアマネジメント（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 精神保健福祉調査研究事業（再掲）
- 自立支援医療(精神通院医療)の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）

## 第2部 各論



### 3

### 雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送られるよう、就労についての支援のほか、就労に向けた生活支援や授産指導などを行う施設や就労の機会の提供など、障がいの状態に合わせた支援を行います。

また、障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

#### (1) 雇用促進と一般就労の支援

##### ○ 現状と課題

障がい者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に雇用率の定めがあり、民間企業では1.8%，国・県・市では2.1%の障がい者雇用が義務づけられています。しかし、障がい者雇用の現状は、新潟市内の各ハローワーク管内では、平成22年度県平均の1.57%と比較しても低い状況となっています。また、障がい者の就職状況について見てみると、平成22年度県平均の就職率が52.2%と5割を超えていました。

このような状況を受け、市では国の助成期間が終了した後に、引き続き障がい者雇用奨励助成金を交付することにより障がい者の職場定着を図っています。

あわせて、雇用促進と雇用の安定を図るため、障がい者職業アドバイザーが事業所を訪問し、事業主と障がい者へのアドバイスを行うとともに、電話や来所による相談を行っていますが他機関でも相談窓口を設けており、他機関との差別化や連携などについて検討が必要となっています。

さらに、障がい者多数雇用事業者優遇制度を平成20年度から実施し、あらかじめ登録された新潟市内の障がい者多数雇用事業所から、市が物品や役務を調達し、雇用の促進・安定を進めています。

このような取り組みを進めていますが、就学中の障がい児を持つ保護者からは、依然として卒業後の進路についての不安な声があり、また、就職を希望している障がい者の就労先も少ないとことから、雇用の促進や就労の支援を一層充実強化していく必要があります。

##### ○ 施策の方向性

今後も、国・県や関係機関との連携を強化しながら、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を行えるよう、障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を進めていきます。



### 3 雇用就労と就労支援

市・ハローワーク・商工会議所・賛同事業所により構成される「雇用促進協議会」と連携して、一人でも多くの障がい者が雇用され、安定した雇用につながるよう、事業主への啓発に努めるとともに、障がい者の就労に関する相談の機会を設け、障がい者就業・生活支援センターでも、障がい者の就業や、職業生活などについての総合的な支援を行います。

障害者自立支援法による就労支援事業や、障がい特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。事業者に対する障がい特性への理解を進めるとともに、障がい者の働く意欲の向上を支援し、障がい者の職場への定着や雇用の拡大、在宅就業障がい者への支援に努めるとともに、就労前の準備や就労後の定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を図るなど、支援体制を整備します。

障がい児と保護者を対象に、福祉施設や企業で行われている作業を体験する機会を設け、進路について考える場を提供します。

また、一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場としての「社会的雇用」を始めとした先進的取り組みについては、事業所の要件や効果の検証などを考慮し、検討していきます。

さらに、障害者雇用促進プロジェクト、障害者雇用推進フォーラム、関係機関就職対策連絡会議などで労働関係機関や教育機関等との連携を強化するほか、障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

#### ○ 主な事業

- 就労移行支援給付費
- 障がい者雇用奨励助成金の交付
- 障がい者職業アドバイザーの配置
- 障がい者多数雇用事業者優遇制度
- 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- 障がい者ＩＴサポート事業（再掲）

#### (2) 福祉施設等への就労の支援

#### ○ 現状と課題

本市では、これまで小規模作業所、地域活動支援センターへの運営費補助や、授産施設の整備を行ってきました。こうした施設では、企業での就労が難しい障がい者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、

## 第2部 各論



社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

しかし、多くの小規模作業所、地域活動支援センターでは商品開発や製作能力、販路に限界があり、また、当事者・関係者による経営が中心であることから、そこで支払われる工賃は低額で、施設の経営も厳しい状況です。

平成18年9月にオープンした「まちなかほっとショップ」では、障がい者が作った製品や作品の販売支援を行っています。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

### ○ 施策の方向性

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

また、企業への就職が難しい障がい者の身近な就労・創作活動などの場として、地域活動支援センター等の整備を促進しながら、地域活動支援センターの障がい福祉サービスへの移行支援も行います。

### ○ 主な事業

- 授産製品の展示販売の支援
- 就労継続支援給付費
- 障がい者施設・事業所の整備（再掲）
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）



## 4

## 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

### (1) 就学前療育の充実

#### ○ 現状と課題

就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、児童の心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

また、保護者からは、療育・保育に関する情報の充実が望まれています。

#### ○ 施策の方向性

障がい児が、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、療育支援体制の整備について検討を進め、発達障がい支援センター、児童発達支援センター、幼児ことばとこころの相談センターなど療育体制の整備・充実を図ります。

研修による保育所職員の能力向上や保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。

また、市内すべての保育園で障がい児の受け入れを行います。

なお、発達障がい者支援体制整備検討委員会において、今後の療育支援体制を検討し、その充実に努めます。

#### ○ 主な事業

- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- 児童発達支援センターの運営（再掲）

### (2) 学校教育の充実

#### ○ 現状と課題

障がいのある子どもの自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。しかしながら、保護者からは、個々の障がい児に対する指導・支援の仕方が心配、教育に関する情報が少ない、学校終了後の進路が不安など、教育に関する指導や内容、その後の進路に関する情報の提供を求

## 第2部 各論



める要望があります。

あわせて、就学や進学および就労など、環境等が変わる際には、障がい児の保護者も加わり、情報の受け渡しや共有化が行われることが必要という要望があります。

また、児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた教育の場の整備および、個別課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員の理解の促進と協力体制の構築ならびに、指導力の向上が必要です。

### ○ 施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級等の適正な配置や相談体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、教室の改修や備品の整備も図っていきます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者と一緒に考え、進めています。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めています。

### ○ 主な事業

- 特別支援教育サポートネットワーク事業



- 特別支援教育校内委員会ステップアップ研修
- 特別支援教育に関する各種研修
- 特別支援ボランティアシステム

### (3) 放課後等活動の充実

#### ○ 現状と課題

障がいのある児童・生徒に対して、特別支援学校等の放課後や長期休暇時における支援として、障がい児放課後支援事業を実施しています。これは専門の介助員を配置し、放課後活動の場を提供することで、子どもたちの健全な育成を図るとともに、保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援するものです。

しかし、特別支援学校の児童・生徒のほか、地域の特別支援学級の児童の利用ニーズが高まっており、活動する場を今まで以上に確保する必要があります。

#### ○ 施策の方向性

障がいのある児童・生徒が、特別支援学校等の放課後に活動する場の確保に努め、子どもたちの健全育成を支援するとともに、保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため、障がい児放課後支援事業を継続して実施していきます。

障がい児放課後支援事業は、年々、利用希望者が増加しているため、特に長期休暇中の会場数を増やすなど受け入れの拡大を進めます。

また、福祉施設などにおける日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業の活用や、ひまわりクラブでの障がい児の受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

#### ○ 主な事業

- 障がい児放課後支援事業
- 日中一時支援事業（再掲）
- 放課後等デイサービス事業

## 第2部 各論



### 5

### 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか、居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

#### (1) 住宅環境の整備

##### ○ 現状と課題

障がい者が快適な日常生活を送ることができるためには、阻害している社会環境要因を軽減したり取り除くための支援が必要となります。

本市では、障がい者やその同居家族に対し、住宅環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新・増築、改築、改造、購入のために障がい者住宅整備資金融資を行っています。また、在宅の重度障がい者がいる世帯に対し、障がい者の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

##### ○ 施策の方向性

障がい者の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がい者に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅として整備するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がい者の住居の確保を支援していきます。

##### ○ 主な事業

- 障がい者住宅整備資金融資
- 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備
- 障がい者が自立し安心して暮らせる住宅環境の創出
- 居住サポート事業（再掲）

#### (2) 安心・安全なまちづくりの推進

##### ○ 現状と課題

障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリ



アフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者へ働きかけ、一体的に進めるとともに、さらに交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援しています。

今後は、障がい者や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

### ○ 施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハーフ面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

### ○ 主な事業

- 人にやさしい歩道整備事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業

## (3) 防災対策および災害時支援体制の整備

### ○ 現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度身体障がい者の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

また、防災の面では消防局と連携し、災害発生時の安全確保を図るため、重度の障がい者や寝たきりの高齢者のうち、避難することが困難と思われる人の情報を、消防局の「消防情報緊急システム」に登録して、適切な消防救助活動に役立てています。

しかし、障がい者の多くが災害時での救助者として同居の家族を一義的な救助者として考えているとはいえ、近年の地震や大雨などの被害を見ても、地域での助け合いやその仕組み作りが重要となっています。

### ○ 施策の方向性

高齢者や障がい者、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速、的確な援護体



## 第2部 各論

制をとるために、災害時要援護者登録名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、介護等サービス提供事業者などに配付します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、常日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、障がい者が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じたきめ細かい支援を行う福祉避難所の指定を進め、障がい特性に応じた情報提供などを行うとともに、必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

また、被災生活の長期化にともない必要となる相談支援体制についても、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、整備を行います。

### ○ 主な事業

- 災害時要援護者対策事業
- にいがた防災メールの配信
- 福祉避難所指定と災害時支援体制の整備
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）



## 6

## 啓発・広報活動の推進

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において啓発を進めます。

### (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及

#### ○ 現状と課題

障がい者がその人らしく地域で安心・安全に暮らせるためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、いまだ、社会全体には障がいや障がい者に対する偏見や誤解がみられ、障がい者が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

障がい者が地域で暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がい者に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

#### ○ 施策の方向性

様々な普及・啓発事業を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に努めていますが、周囲の理解がさらに得られるよう、毎年12月の障害者週間や4月2日の世界自閉症啓発デーなど機会を捉えて、それぞれの障がい特性に応じた啓発活動を行います。

学校教育においても、副読本の活用により早い時期から障がいや障がい者に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。

#### ○ 主な事業

- 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- 精神障がい者社会適応訓練にかわる新規国モデル事業
- こころの健康推進事業（再掲）
- 老人精神保健福祉講演会（再掲）
- 夏休みボランティア体験学習
- 市民健康福祉まつり

## 第2部 各論



### (2) 福祉教育の推進

#### ○ 現状と課題

本市では、これまで、学校教育等を通じて、障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていない場合もあり、早い時期から理解を広めることが必要です。

そのために、障がい児（者）とのふれあいの場や、子どもたちが学ぶ機会を増やしていく必要があります。

#### ○ 施策の方向性

幼稚園、保育園、学校教育等を通じて、障がいや障がい児（者）に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。子どもたちが同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心をはぐくむよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がい児（者）との触れ合いの場や、子どもたちが学ぶ機会、体験する場を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、共に学んだり体験したりする交流学習を積極的に進めます。

障がいや障がい児（者）の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や車いす等）をする、障がい児（者）の施設を訪問して一緒に活動するなどの学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、児童・生徒に配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。

#### ○ 主な事業

- 「福祉副読本」の作成

### (3) ボランティア活動の支援・推進

#### ○ 現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。



## 6 啓発・広報活動の推進

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と、障がい者との交流やボランティア活動の場が必要です。

### ○ 施策の方向性

ボランティアセンターや市民活動支援センターと連携して、より身近なところで情報提供ができる場所を確保し、ボランティアを行ってみたい市民のために、参加の機会を増やし、情報提供を行います。

高校・専門学校・短大・大学生を対象に、夏休みを利用したボランティア活動の体験学習を実施していますが、近年小学生・中学生の参加希望もあることから、さらに早い段階からのお互いを認め合うことの大切さを学んでいただくための工夫をしていきます。

ボランティア活動を行って地域で障がい者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めています。また、従来不足している精神保健福祉ボランティアの育成にも努めています。

### ○ 主な事業

- 精神保健福祉ボランティア講座（再掲）
- 精神保健福祉人材育成事業（再掲）
- 夏休みボランティア体験学習（再掲）



### 第3部 計画の推進に向けて

#### 1

#### 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、お互い支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。府内の関係部局が連携して、障がい者のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

#### 2

#### 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

障がい者の地域生活を支援していく上で、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体および学識経験者等と連携を十分図ります。

個別の状況や具体的な課題について、保健・医療・福祉等の大学や地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い、障がい者一人ひとりのニーズを正確に把握し、それに対する障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

#### 3

#### 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、新潟市障がい者施策審議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行い、その施策の実施状況について監視します。

また、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重し、各種障がい者施策に反映させていきます。

##### ○ 主な事業

- 地域自立支援協議会の運営（再掲）
- 新潟市障がい者施策審議会の運営